

第七十一回 参議院内閣委員会會議録第十一号

昭和四十八年六月七日(木曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

六月七日

辞任

黒柳 明君

補欠運任

峯山 昭範君

出席者は左のとおり。

委員長

高田 浩運君

理事

内藤登三郎君

山本茂一郎君

片岡 勝治君

委員

源田 実君

世耕 政隆君

長屋 茂君

町村 金五君

柳田桃太郎君

上田 哲君

鈴木 力君

鶴岡 哲夫君

前川 且君

峯山 昭範君

宮崎 正義君

中村 利次君

岩間 正男君

國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

建設大臣 金丸 信君

政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局 渡辺 哲利君

任用局長

行政管理庁行政

管理局長

農林大臣官房長

林野庁長官

水産庁長官

建設大臣官房長

事務局側

常任委員会専門

員

平井 勉郎君

三善 信二君

福田 省一君

荒勝 巖君

大津留 温君

相原 桂次君

本日の会議に付した案件

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、黒柳明君が委員を辞任され、その補欠として峯山昭範君が選任されました。

○委員長(高田浩運君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。金丸建設大臣。

○國務大臣(金丸信君) ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、政府におきましては、かねてより筑波研究学園都市の建設を鋭意推進してまいりました。昨年五月筑波研究学園都市に建設すべき四十三の試験研究及び教育機関等が閣議決定され、早急にこれら機関等の施設の建設を行なうこととされました。

これらのうち建設省が官庁管轄事業として建設を担当する三十六の国の試験研究機関等の施設にかかる膨大な事業量を短期間に効率的かつ円滑に消化し、早期に事業の完成をはかるためには、本省が直接指揮監督し、一元的にこれらの事業を執行する独立の組織を設置する必要があります。本省に地方支分部局として臨時に筑波研究学園都市管轄建設本部を設置することとしております。

また、住宅行政に関する事務運営について整備をはかることとしたことに伴い、日本住宅公団監理官の制度を簡素化し、その定数二人を一人にすることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

なお、政府は、原案につきまして、この法律を「昭和四十八年四月一日」から実施することとしておりましたが、衆議院において「公布の日」から施行することに修正議決されました。

○委員長(高田浩運君) 以上で説明は終わりました。本案の審査は後日に譲りたいと思っております。

○委員長(高田浩運君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑を行ないます。

○鶴岡哲夫君 この間、農林省設置法のとときに林野庁の定員の問題につきましてお伺いする予定になっておりましたが、きょうになつたわけでございます。

この林野庁の定員の問題はたいへん古い問題でありまして、昭和三十六年ごろからの十数年にわたる問題でございます。私は、なおこの問題が

解決しないで今日に至っていると、こういうふうに従来から考えておるものでございます。したがって、農林省設置法の出ましたこの機会に、再度といいますが、何年ぶりかにもう一ぺんこの問題を議題にいたしましたして論議をいたし、解決のためにひとつ林野庁長官、さらに農林大臣の御努力を要望したいというふうに考えておるところでございます。

まあ御承知のように、だいたひ古い話なんです。が、国家公務員の中に常勤職員というものと非常勤的非常勤というものと二つ、たいへんたくさんの方がおられて、これが定員との関係で政府全体として大きな問題になりました。三十三年から三十七年にかけては五年かかったわけでありまして、政府としては抜本的なたいへん大きな措置を講じて、そしてそういう非常勤的非常勤職員、こういう人たちが定員に繰り入れるという非常に大きな措置を行なつたのでございます。そして、政府全体としまして十二万名、たいへん大きな十二万という人たちが定員内に入つたわけでございます。そのときに林野庁にありました非常勤職員、それから非常勤的非常勤職員、これに対する考え方が私は林野庁が間違えたというふうに考えておりますけれども、今日でもそう思っております。間違えたというふうに。

それは林野庁がこの定員外の職員を二つに区分いたしました。一つは、事務的な仕事をやっている非常勤的非常勤職員というものを、直接事務的な仕事をしている者、これは定員化すべきだ、しかしながら、直接生産に従事している者、これは定員化すべきではないという考え方に立つた。私は判断いたします。事務的な者と直接生産に従事する者と二つに割りました。それで、これが私はいつ大きな誤りだったと考えているわけですが、その事務的なことをやっている非常勤的非常勤職

員、これは定員化したのであります。そのときに定員化したしました。で、もう一つの直接生産に従事している人たちは定員化しなかったものであります。簡単な例で申し上げますと、乗用車の運転手は定員化しませんが、直接生産に従事している木材を運搬する自動車の運転手はこれは定員化しない、簡単にいえばこのことで明らかであります。そういうことを行なつたわけでありまして、これは私は定員の上における林野庁が第一の誤りをおかしたというふうに考えております。林野庁はそうでないというお考えかもしれませんが、従来からそうではないというお考えですけれども、私はそう思っております。

問題は、そういうふうに行なつた直接生産に従事する人たちは定員化しなかったのでありますけれども、しかし、その後また論議が生まれまして、定員化は三十七年に終わったのであります。それから三十九年にこれがまた論議が再燃いたしました。そして林野庁といたしまして、直接生産に従事している者もこれを定員化するということに踏み切つたわけでありまして、これは私はいへん賢明な措置であつたと思つております。ところが、そのときにまた林野庁はもう一つ私は誤りをおかしたと思つております。それは直接生産に従事する者を二つに分けて、一つは、機械を操作している、トラックとか、集材機とか、ブルドーザーとか、そういう直接機械を取り扱っている者、それと、そうでない者と二つに分けて、そして機械を取り扱っている者を定員化する、それ以外の者は定員化しない、こういうふうにしたわけでありまして、そこで、問題は二つになるわけでありまして、直接生産に従事する者を二つに分けて、機械を操作している者、機械を扱っている者、これは定員化した、そうでない者は定員化しない。そこで、定員化するといふふうに行なつた機械の操作員、これはたしか四十二年からだつたと思つて、四十二年から四十六年にかけて、四年間かかつて二千七百何名という機械を取り扱っている者を定員化したの

であります。四十六年の三月に終わった。ところが、終わりましたときに、つまり四十六年の三月になお三百七十何名という機械操作員というものが残つたんです。

そこで、林野庁にお尋ねをいたしたいのは、いま私が申し上げました機械を操作している者は、定員化するということにして、努力をして、四年かかつて定員化した。しかし、終わったところで見えたところが三百七十何名のものが残つた。その経緯をちょっと説明をいただきたいと思つて、三百七十何名残つたという経緯について御説明をいただきたい。なぜ残つたのか、その点もお尋ねをいたしたい、こう思つております。

○政府委員(福田省一君) お答えいたします。

御指摘のように、昭和四十一年から昭和四十六年にかけて二千七百名の機械要員、具体的に申し上げますと、トラックの運転手あるいは集材機の運転手、そういう機械作業に従事してあります。欠員補充の方式によりまして定員内に繰り入れたのでございます。その当時におきましては、調査した結果では二千七百名でございまして、その後、やはり繰り入れた職員が退職等によりまして漸次減少してきておつたということも一つございまして、御承知のように、特に集材機の作業は一つのセットの方式で作業いたしておりますので、欠員が出ますという、やはりこれを補充いたさなければならぬのであります。いま御指摘のございました三百七十名の機械作業員というものは、その当時にはなかつたものと考へております。その後、いま申し上げました理由によりまして漸次発生してきて、定員外にやはり常用作業員の形でその三百七十名が新たに発生してまいったものでございます。これは機械作業員の中で一つのこういう卵が発生したと私どもも言つておつたんでございまして私どもも、そういう形で現在残つておるものでございまして。

○鶴岡哲夫君 いまお話しのように、四十一年から四十六年と、約五年ということになりますね、五年かかつて二千七百名というものを定員化した

けれども、定員化して終わった段階で三百七十何名というものが残つておつた、これは機械を操作する卵と俗稱言つておつたというお話ですが、これは二千七百名という数字そのものがおそらく四十二年ごろの確定の数字だらうと思つて、その定員化する間に五年かかつて、その間にやめる人もいるでしょうし、自然に減耗する点もありましようが、また新しく機械も導入されるわけでもありまして、また新しい機械も導入される時期でもありまして、したがつて、そういう三百七十何名というものが残つておるだらうと私も思つております。この三百七十名というものを、これはいま言った経緯からいいますと、当然これは定員にやはり繰り入れていくべき性質のものだと思つております。林野庁といたしまして、定員に繰り入れるべく欠員補充方式で定員に繰り入れるということではいろいろ努力しておられるということも承知いたしておりますが、ところが、二千七百名というものを五年間かかつて入れた。しかし、三百七十何名というものは、わかつてからもすでに二年半かかつておる。それが二年半かかつて少しも定員の中に繰り入れることが行なわれないということ、私はこれもやはりすみやかに定員に繰り入れるべきだ。林野庁としてもそういうふうにお考えだと思つておられるけれども、何ゆえにこれがはつきりわかつてから、四十六年の三月にわかつてから、それから二年半もたつてこれが少しも前進しないのか、当然やるべきなんだが、なぜそれが前進しないのかという点をお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(福田省一君) 四十一年に、ただいま申し上げました二千七百名の定員繰り入れをいたしました際には、これだけで全員である、ほかにございませぬというところで関係省庁とも御了解を得まして繰り入れたいきさつがあるわけでございます。ところが、その後に至りまして、御指摘のように、四十六年当時からこういう卵が三百七十名発生しているわけでございます。事実その要員がなければ現場の作業ができない面もござい

まして、ぜひこれは同じような仕事を、特に集材機の例をとりますと、集材機の作業をやつていながら、一方は定員内の職員であつて月給制だ、一方は定員外の職員であつて日給制である、したがつて賃金の水準、あるいはその他社会保障等についても差があるわけでございます。同じ機械を同様に扱つていながら、同じような仕事をしながら、そういうような差が出るということについては非常に矛盾があるわけでございます。ただいま申し上げましたようなことで、その後発生した三百七十名、これはやはり同じような処遇をしていかなきゃならぬというふうに考へておつたのでございまして、いろいろと先ほども申し上げました経緯もございまして、いつこれを出し、いつ御了解を得るような交渉をするかという点もあつたのでございまして、いささか感つておつた点もあつたのでございまして、したがつて、御指摘の三百七十名につきましては、できるだけ早期に定員内に繰り入れておるべき処遇をしてまいりたい、かように考へておるものでございまして。

○鶴岡哲夫君 これは二千七百名というのを四十二年から四十六年、五年かかつて定員に入れたんですけれども、実際はこれは私は三十六年に入れたんではないかと、実際はこれは私は三十六年に入れたんではないかと、実際はこれは私は三十六年に入れたんではないかと、実際はこれは私は三十六年に入れたんではないかと、

十一年に確認した数字というものと四十六年に
なつて見たところは、それだけの数字は私は当然
だと思つて、いまおっしゃいますように、二千
七百名でこれが最後ですということでも進められた
経緯があるというお話ですけれども、しかし、実
際には私がいま言ったような形になつていゝと思
つておられます。そうすれば、長官のおっしゃるよう
に、すみやかにこれはやはり欠員補充方式で定員
に入れていかなきゃならない。二千七百名を入れ
るのに欠員補充方式で五年かかた。三百七十名
というのには、もう二年半たつていゝんです。
こういうことは、これはいつになるのかとい
う、だけれども考え方を待つわけです。ですから、
いまおっしゃる通りに、これはすみやかに、欠員
補充方式なら欠員補充方式で入れていくべきだと
私は思つておられます。ですが、すみやかにといふこ
とでは、二年半これがそのままになつていゝ経緯
からいひましても、これはなかなか納得できなく
いゝ。ですから、ある程度の年限を切つて、四十八
年、四十九年、二年とか、あるいは三年とかいゝ
区切りをつけて、そしてやるんだというやはり考
え方をはつきりお出しになる必要があるんじやな
いかと思つておられます。

また、この点については、これは二千七百名入
るときに、欠員補充方式で入れるときに行政管
理等の協力も大いにあつたわけですから、この
三百七十名につきましても、これは行政管理
の一そのの協力も得なまならぬといふふうに思
うわけですから、いすれにしても、これは
すみやかにといふことではこの段階では納得で
きにくい。やはり四十八、四十九、五十、三年な
ら三年で入れるんだというやはり考え方を私は
はつきりお出しになる必要があると思つておられ
なければ、すみやかにといふことで二年半はう
ておかれたわけですから、何年たつかわからない
といふことでは、これは困るんじやないかと思
つておられます。実際働いていゝ人もそうだと
思つておられます。また周
圍で見ている者も、どうもこんな話では納得でき
ない、これはもう当然だと思つておられます。

うゝ意味で、繰り返しになります。三年なら
三年で入れるんだという考え方を明示される必要
があると思つておられます。この二千七百名を
五年で入れたんですから、一年間に五百名ぐら
いづつ繰り入れた、欠員補充方式でできたんですか
ら、ですから三百七十名程度だつたら、簡単にい
えば一年でできさうな気がするんですが、欠員の
状況といふのはなかなか林野庁たいへん苦しいよ
うであります。苦しいようでもありますけれども、
二年半はうておいたんですから、これはいつま
でも、ただ、努力しますとか、すみやかにとい
ふことでは私は納得できません。きちつと目標を示し
て、明示して、考え方を明らかにしてもらいた
いと思つておられます。

林野庁長官並びに行政管理局長の見解を聞き
たいと思つておられます。
○政府委員(福田省一君) 御指摘のように、た
だここですみやかにと申し上げてもこれは御納得
いただけなかつたと思つておられます。ただ、四十一年から四
十六年に繰り入れられた当時におきましては、定
員のワクとそれから実人員の間に相当の余裕が
あつたといふことも、わりあいに容易にできたい
きさつともございまして。先生御承知のように、最近
は、第一次定員削減、第二次定員削減といふき
しいワクが設定されておられますので、できるだけ
すみやかに、私の気持ちからは、率直に申し上げ
ますと、先ほど申し上げましたように、三
百七十名が結果的には定員外の作業員という形
で補充された形になっておられますけれども、本来な
らば、この定員内に繰り入れた二千七百名のう
ち、毎年、退職するとか、あるいは年をとつた
ためにほかの職場に移るとか、あるいは年をとつた
おつたものでございまして、そのつど、さうい
う形で措置をすべきであつたといふふうに思つて
おられます。ごさいませけれども、いまここに至つて、そ
ういふことを弁明いたしましたし、御納得いただ
き得ないかと思つておられます。

そこで、いまの定員のワクが実人員と相当き
しい状態にありますことは、先生ただいまお
しゃつたとおりでございまして。ただ、ここでは
きりと四十八年、四十九年、五十年と、三年
間を三期におつしやられましても、この限りで三
カ年で実施しますといふことはなかなかむづか
しい問題でございまして。ただ、具体的に申し上げ
ますと、このきびしい定員のワクでは、高
齢者が相当林野庁の職員の中にはいます。たと
えは六十歳以上といふふうに繰り引きますとい
ふと約六百六十八名おられるわけだと思つてお
られます。これはほ
かに三公社四現業と比較しますと、わりあ
いに多い数字になつておられるのでござい
ます。これは六十歳以上が全然ないといふ例も
ほかの公社、現業にはございまして。林野はそ
の点で勧奨退職とい
う形で高齢者対策を促進しながら、この三百七
十名をできるだけ四十八年度中と思つておられ
ると、そういう事情でございまして、二年かか
るいは三年にまたがるかと思つておられ、それ
に全力を尽くしてまいりたいと、かように考
えておられるのでございまして。

○政府委員(平井勉郎君) 先生、先ほど御指
摘がございましたように、機械用具の定員内繰り
入れの問題は、四十一年七月一日現在の人員を
とらえて、足かけ約五年にわたつて行なわれ
たわけだと思つておられます。一応これをもち
て四十五年度末に定員内繰り入れの問題は
終了したものと考へておつた次第でござい
ます。ところが、最近に至りまして、なお約三
百七十名の定員外機械用具が残つていゝとい
うことを伺つたわけだと思つておられます。私
どもも、この問題を承つて、林野庁から
お詫言ひ、林野庁から不評しい御説明を承つて
従来と同様に欠員補充方式でできるだけすみ
やかに定員内任用が行なわれるように御協
議をいたしたいと思つておられます。

○鶴岡哲夫君 いまの三百七十名といふのは、私
が申し上げましたように、また林野庁長官のほう
からも御説明がありましたように、四十六年三月
に明らかになつたわけだと思つておられます。こ
れをもちして五十年度までには解決するとい
つた思つておられます。これは満五年

かかるといふのは、満五年かかつて三百七十名とい
ふものを処理することになるわけだと思つてお
られます。これは五十年度までで、つまり四十八、四
十九、五十と、この三年間でぜひとも解決して
らいたいといふふうに思つておられます。ですから、
その点について、長官としてはさういふふうに考
へ、さういふ気持ちでやりたいといふふうに承
つたわけだと思つておられます。行政管理局として、この
二千七百名について御協力をいただいたわけだ
思つておられます。これはもう二年半もそのままになつてお
られるから、そして存在した理由は、これは私が先
ほど申し上げたような理由だと思つておられます。はつき
り想像のつく事柄でありますし、明確に想像のつ
く事柄でありますから、ぜひ五十年度までに解決
するよう、行政管理局としても協力と努力をし
てまいりたいといふことを要望したいと思つて
おられます。管理局長にもぜひさういふことにお願
いしたいと思つておられます。要望したいと思つて
おられます。けれども、どう思つておられますか。

○政府委員(平井勉郎君) 先ほど林野庁長官の御
答弁にございましたように、林野庁としても全力
をあげてこの問題を処理されるようござい
ますので、私どもとしてもこれに極力御協力を申し上
げたいと思つておられます。

○鶴岡哲夫君 それではいまの論議の中から、三
百七十名といふ機械操作員といふのは、四十八
年、四十九年、五十年、この三年間で解決すべ
く林野庁としては努力をしていく、さらに行政管
理局長としても林野庁長官の努力に対して協力を
していく、援助していくといふふうに受け取りま
して、この問題は終つたと思つておられます。

そこで、次は、先ほど申し上げましたように、林
野庁が直接生産に従事してゐる常用作業員を、三
十九年になりますね、三十九年に二つに割つて
いゝ。機械を取り扱う、機械を操作する者は定員
に、それ以外の者は定員にしないといふふう
に、私は二つに分けたといふことを申し上げまし
た。これは私はいへん大きな問題だと思つてお
られます。

ここで、この後者のほうの機械を取り扱っていない一般常用作業員約一万五、六千人というふうな何ってあるわけですが、この一万六千人ぐらいの常用作業員についてお尋ねをしたいと思いま

ます、お尋ねをいたしたいのは、この一般常用作業員の雇用及び勤務の態様ですね、これを林野庁からかいつまんで簡単にひとつ御説明をいた

○政府委員(福田省一君) たいま御指摘のござ

いました定員外の作業員の勤務の態様及び雇用の問題でございますが、雇用関係につきましては、

現在のところ定員外作業員というものは、常用作業員とそれから定期作業員と臨時作業員というふう

に区分いたしております。この定期作業員、臨時作業員、これは一年間ずっと継続して勤務するの

でなくて、定期は六カ月以上、臨時は日々雇用される者でございます。それから常用作業員は一年

契約、なおそれが引き続いて勤務する状態の者で

ございます。この三種の区分をいたしておるわけ

でございますが、その勤務の態様は一日八時間の労働ということになっておまして、賃金の支

払い形態も月給ではなくて日給制でございます。なおこの日給制の中には功程払いという形で勤務

しておる者もござります。ただ、相当最近機械化が進んでおまして、たゞいま御指摘のありま

月給制という形に移行できる可能性もあるというふうな考えておるものでござりますが、林業労働の実態をいたしまして、まだそういう状態のものが相当あるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いま、私はここで問題にいたして

おりますのは、長官の説明のありました中の一年以上継続して勤務している者、そうしてこれが三年、五年、十年、十五年、あるいは二十年とい

うふうに継続して勤務している者、この一般常用作業員の問題について何っておるわけですか。定期

作業員、日々雇入れの臨時作業員、これはいまこ

こでは論議の対象にしないわけでありまして、

そこで、この人たちが一年以上継続して働く、

一日八時間、そして一年継続し、さらに二年、三年、四年、五年、十年、十五年というふう

にわたって継続して勤務しているというこの人

たちを、国家公務員法でいいますと、どういふ

うに解釈されるのか。国家公務員法でいいますと

常勤職員と非常勤職員と、こゝろ二つの分け方

もありますが、その二つの分け方で説明をしますとどういふふう

に解釈をするのか、人事院に伺いたいと思いま

て一日八時間、週四十四時間勤務をするというふうな面から見ますと、常勤職員に近い面も確かにあるとは思いますが、私どもの考え方とい

たしましては、一応これは定員内の恒常的な職ではないということございまして、一応形式的に

は日々雇用が継続しているというふう

に理解せざるを得ないのではないかというふう

に考えている次第でございます。

○鶴岡哲夫君 そうですと、人事院にいたしま

しては、これは常勤職員ではないと、で、非常勤職員だ。非常勤職員は二つに分かれています。

一つは日々雇用で継続して行く者、もう一つは顧問とか委員とかそういうような人たち。そういう分類

からいえば非常勤であつて、しかも日々雇用の人

たちだと、こゝろ二つに分かれています。非常勤職員で日々雇用ということになりますと、先ほど任用

局長から話がありましたように、これは日々雇用

で、そして補助的で臨時的な仕事をしている、こ

ろ二つに分かれています。

○政府委員(渡辺哲利君) お答え申し上げます。

野庁の場合はこれは木を切る公務です。企業体の本質なんだからその本質の仕事を、十年、十五年、二十年と継続して仕事をしている者を、

日々雇用で、補助的で、臨時的な仕事をしている

ということには私はならないと思つて

おります。無理解じゃないか、たいへん不合理です。

○政府委員(渡辺哲利君) 先ほど申し上げました

ように、現在の常勤、非常勤の取り扱いの体系の

もとでは、私どもといたしましては、日々雇用が

継続しているという以外に理解の方法はないとい

うふう

に考えられるわけでございますけれども、

確かに、いまおっしゃいましたような実態もある

ことは事実だと思われま

すが、ただ、それらの問題をどういふふう

に解決するかという

野庁の場合はこれは木を切る公務です。企業体の本質なんだからその本質の仕事を、十年、十五年、二十年と継続して仕事をしている者を、日々雇用で、補助的で、臨時的な仕事をしている

ということには私はならないと思つて

おります。無理解じゃないか、たいへん不合理です。

○政府委員(渡辺哲利君) 先ほど申し上げました

ように、現在の常勤、非常勤の取り扱いの体系の

もとでは、私どもといたしましては、日々雇用が

継続しているという以外に理解の方法はないとい

うふう

に考えられるわけでございますけれども、

確かに、いまおっしゃいましたような実態もある

ことは事実だと思われま

すが、ただ、それらの問題をどういふふう

に解決するかという

野庁の場合はこれは木を切る公務です。企業体の本質なんだからその本質の仕事を、十年、十五年、二十年と継続して仕事をしている者を、日々雇用で、補助的で、臨時的な仕事をしている

それはできないというお答えだと思ふ。なぜできないのか。なぜできないのか、理屈として合っている、やればよいじゃないですか。筋としてはこれは常勤職員です。ところがそれはできない。なぜできないかといへば、三十六年の二月の閣議決定があるからだということではないかと私は思うのですけれども、人事院のお考えをお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 三十六年というように

ことではないに、もっと基本的には先ほど無理なとおっしゃいましたけれども、すなおに自然に考えまして、われわれとしては公務員法上の種類としては常勤と非常勤と、これ二色しかないということ、これはもう当然のことでありまして、この非常勤の身分のまま非常勤と同じ扱いをすることができるといふことは、それは常勤という制度があるからであるから、論理上の帰結としては、常勤としてお扱いになれば、任命をされればいいじゃないかというだけの話で、しかし、それは割り切った話でございますので、私どもの立場としては、これはまあまたまた林野庁のいまの現業の方々は団交権をお持ちの方で、われわれは——いつもかさの下と申しておりますが、かさのすそにいらつしやる方ではありますけれども、一般的に考えてみまして、いろいろな実情をお聞きしてありますし、私どもの持ち分野の中で、守備範囲でできるだけの優遇をさしてあげること、ことになればどういふ方法があるかということ、これはかつてもお答えしたことがあると思ひます。常勤、非常勤という境界はそのままにしておきながら常勤的な待遇をしてあげるといふことについてのわれわれの努力の余地があるかどうかというのをかねがね考えてきておりました。そして、まあこういう貸借対照表みたいな、一覧表みたいなものでもつくつて、たとえば任用は非常勤の方々は自由だと、これはまあ非常勤の方々のほうの利益になる、条件つき任用期間もないと、あるいは勤務評定も非常勤の方々にはないというよりなことで、常勤と非常勤との違いがすつ

と出ているわけですから。そういうふうにして見てみますと、大体もうことごとく——そのけじめを乱さない限りにおいては、ことごとく一応の待遇はでき上がつておるといふ信念を持つておるわけです。したがって、あとはまた論理上の問題に帰る、人事運営あるいは管理上の問題なり、あるいはまた定員管理の問題なり、どうもそつちのほうの問題になる事柄ではないかというものが、いま局長のお答えいたしました趣旨でもありますし、私どもの考え方もあるわけでございます。

○宮崎正義君 委員長、議事進行について。

○委員長(高田浩運君) 宮崎君。

○宮崎正義君 一昨日の当内閣委員会において、中曾根通産大臣の私に対する答弁の内容に、重大な発言、答弁があつたわけですから、その内容につきまして、これは私は、こういふことが日本の、わが国の関係にこういふ考え方があつていいものかどうかという、非常に重大な発言をしていふことを動議いたしますけれども、その速記録を写してまいりましたので、ちょっとそれを読み上げてみます。「私はそれはイランのホベイダという首相に聞かれたんですが、そのときに、日本はアジアの東にあって王制の国です、あなた方はアジアの西にあって同じく王制の国で、ともに古い伝統を持つておる国家です、この二つの国が東と西で手をつないで経済協力をし、お互いに繁栄して、アジアの安定、世界の平和のために貢献する」といふことは非常に欣快なことであると思つて、「日本はアジアの東にあって王制の国です」と。これをね、こういふことを、しかも産油国のほうに行かれて、これはイランのホベイダという首相に中曾根通産大臣が大臣の立場でこの話をしたといふことになると、これはたいへんな問題が、外交上のことにもひつつかつてまいりますし、で、当委員会でのこの問題をやはりこのままにしておくべきことじゃないだらうと思つたので、私はいま議事進行について緊急動議を出した。

で、この点について、私は当然、いま農林省の大事な設置法の一部を改正する法律案の中で突如

としてそういうことを言うのはまことに恐縮でありますけれども、私のほうもきょうは参考人も呼んでおりました、前回も呼びましたけど、今回また特に、今回はもうぜひともひとつのこととして、昨日から時間をかけて、控室のほうでいま控えをしておりますので、そういうふうな時点で、私が、手元に入りましたので、この中曾根通産大臣の発言されたことというものを、これはどう取り上げていくかということが、この本委員会では問題に当然なるべきだと思つたので、これは理事會でがっちりいますぐやつてもらいたいんです。そうしてですね……

○委員長(高田浩運君) 宮崎委員からお話のありました件につきましては、後刻理事會において打ち合わせをいたしたいと思います。

○宮崎正義君 後刻とおっしゃること、わかりました。わかりましたけれども、同じ閣僚の方々が、大臣の方々が、こういふ考え方で、当然農林大臣は、そういうことは私は想像も、考えたくもございませんし、しかしながら、日本の内閣全体の面から考えていきますと、これは私はこのまま、いま、いいだらう、そのままでも過ごしていいだらうというふうな問題じゃ私はないと思つて、また、この姿勢からはつきりとして、この委員会もやはり根本姿勢に立ち返つてから当然やつていかなきやならないと思つたので、私がね。

○岩間正男君 関連して。

いま聞きましたが、まあ一昨日もそのような発言あつたわけですが、王制の国といふことは基本的にかなり重大な問題ですよ。この問題が明らかにあらう。したがって、いまその動議が宮崎議員からあつたのですけれども、私は、即刻この委員會は中断して、そうして善後策を講じるのが当然だと思ひます。このことに私は賛成いたします。この動議に賛成をいたします。

○委員長(高田浩運君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。

○鶴岡哲夫君 いま宮崎さんのほうから話があつたのですけれども、これはやはり審議を中断して、そして理事會を開いて、どうするかということとをすく、すみやかにきめてもらいたいのですね。そうでありませぬ、これはおとつたの発言ですから、そのときも問題になつたのだけれども、とにかくいま議事録ではつきりしたから、この委員會がどう対処するかということをしなきやならぬと思つたのです。ですから、審議を中断して、すみやかにひとつ理事會を開いて対処をきめてもらいたいのですね。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。

暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

〔休憩後開會に至らなかつた〕

六月五日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は一月三十一日)
一、建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案
附則
公布の日
この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。
(小字及び一は衆議院修正の部分)

第一部

内閣委員会会議録第十一号

昭和四十八年六月七日

【参議院】

昭和四十八年六月二十二日印刷

昭和四十八年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B